

## 太田市農用地利用集積促進奨励金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市農用地利用集積促進奨励金等交付規則（平成17年太田市規則第190号。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(農用地利用奨励金の単価)

第2条 農用地利用奨励金の単価（10アール当たり）は、次表に掲げるとおりとする。

(単位：円)

利用権の存続期間	利用権設定（賃貸借）	
	通年借地	期間借地
5年以上10年未満	4,000	2,000
10年以上	6,000	4,000

(耕作放棄地奨励金の単価)

第3条 耕作放棄地奨励金の単価（10アール当たり）は、次表に掲げるとおりとする。

(単位：円)

利用権の存続期間	利用権設定（賃貸借又は使用貸借）	
	通年借地	備考
5年以上	30,000	人力若しくは農業機械で草刈、耕起、抜根及び整地を行うことにより直ちに耕作することが可能な土地又は基盤整備を実施して農業利用すべき土地

(農用地利用支援金の単価)

第4条 農用地利用支援金の単価（10アール当たり）は、次表に掲げるとおりとする。

(単位：円)

利用権の存続期間	利用権設定（賃貸借又は使用貸借）
	通年借地
5年以上	5,000

(農用地奨励金等の計算)

第5条 農用地利用奨励金、耕作放棄地奨励金及び農用地利用支援金（以下「農用地利用奨励金等」という。）の額の算定は、農用地利用奨励金等の交付対象者別に農用地利用奨励金等の交付対象となる利用権設定等に係る農用地の一筆ごとの面積（10平方メートル未満を切り捨てる。）に前3条に規定する農用地利用奨励金等の10アール当たり

の単価を乗じて得た金額を合計することにより行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。